



震災後の能登鹿島駅の桜
(写真提供：のと鉄道)

第113号

生活衛生 いしかわ

(一社) 石川県生活衛生同業組合連合会
(公財) 石川県生活衛生営業指導センター
金沢市平和町1-3-1 石川県平和町庁舎3F
TEL: 076-259-6510
FAX: 076-259-6516

美容業組合の現状と最近の活動から

石川県美容業生活衛生同業組合 理事長 中谷 徹 夫



美容業組合では近年、一年間で30人から40人ほどの規模で組合員数が減少しており、本年1月末時点の組合員数は、10年前(平成28年)に比べると310人、約36%少なくなっています。

そのため、私たちは組合員の確保対策を最重要課題と捉え、超高齢社会という逆風の中、減少に歯止めをかけ、現状維持ひいては増加に転じていくため、特に若手の取り込みが重要と考えています。

11月の「活動推進月間」に合わせた取組として、毎年、役員を中心に組合未加入店舗への訪問勧奨活動を行っていますが、日中の仕事を抱えながらの活動には制約も多く、なかなか計画どおりに実行できないのが実情です。

そのため新たな取組として、組合加入店が利用客にとって様々なメリット(「Sマーク」や技能講習会に代表される提供サービスの品質確保や保険制度など)があることを常連客に知っていただき、そのお客さんから家族やお友達などへ広げていただくことができないか、そのための効率的な方策を思案しています。ちょっとしたアイデアでも真剣に議論し、試行錯誤しながらではありますが、少しずつでも前進してい

きたいと考えています。

また、日本政策金融公庫の「衛経」の利用促進にも取り組んでいます。「衛経」は担保や保証人をださずに有利な利率で利用できる組合員対象の融資制度で、今年度は事務局が中心となって利用促進のための普及啓発に力を入れてきました。その結果、設備資金や運転資金を必要とされる多くの組合員に利用していただくことができました。利用された方からは、「指導センターの職員がお店に来て申請手続きをしてくれて助かった」「思ったより早く簡単に融資を受けられた」など、効果を実感される声が多く聞かれました。

日本政策金融公庫が生衛業の若手経営者を対象に行ったアンケート調査では、回答の半数以上が組合員のメリットとして組合員向けの有利な融資制度をあげています(「生活衛生だより」第206号2022.11発行)。

こうしたメリットも広くアピールしながら組合加入を推進するとともに、組合員の皆さまに「組合の良さ」を実感していただけるよう、魅力ある組合づくりに向け、活動のさらなる活性化に取り組んでいきたいと考えています。組合員の皆さまのご支援、ご協力をお願い申し上げます。

センター・連合会だより

□ 経営特別相談員研修会の開催について

組合員からの経営や融資等に関する相談・指導を行う経営特別相談員（特相員）の資質向上を図るため、1月26日、しいのき迎賓館において研修会を開催し、16名の方に参加いただきました（「活性化塾」との併催で行いました）。

最初に石川働き方改革推進支援センター副センター長の桐山良彦氏から、昨年10月改定の最低賃金に関連して、引上げ等に要する費用の一部を助成する業務改善助成金の申請に関する注意事項等についてご説明いただきました。

次に、日本政策金融公庫金沢支店の留目憲男氏から、生活衛生改善貸付制度（衛経）の概要や推薦手続きのチェックポイントなどについてご説明いただきました。

衛経は保証人や担保が不要なうえ他の融資制度に比べ低利率のため、組合員にとって有利な融資制度であることから、センターから特相員の皆さまに、認知度の向上とニーズの掘り起こしを要請しました。（「衛経」については本誌7頁をご覧ください。）

続いて、中小企業診断士会専務理事の中佐訓康氏から、経営を支援する各種助成制度と申請のポイントなどについてご説明いただき、最後に同会会長の石井伸太郎氏から、お店の経営分析の重要性と実際に生衛業者に対して行った経営分析と改善事例についてご紹介いただきました。

特相員には、同業の組合員が身近で気軽に融資や経営に関する相談ができる窓口の役割が期待されています。組合員の皆さまには、経営に関するご相談があれば、同業の特相員または指導センター、組合におたずねください。



【センターから】この研修会は「衛生水準の確保・向上研修事業・活性化塾」との併催で実施しました。研修会の中から、組合員の皆さまに役に立つ情報を抜粋してご紹介します。

● 経営を支援する国の補助制度

【講師：中小企業診断士会 中佐訓康氏】

① 小規模事業者持続化補助金

事業者が自ら経営計画を策定して行う販路拡大などの経費に対する助成。

助成額：最大250万円（補助率2/3）

② IT導入補助金

お店のデジタル化・DX推進のための業務管理システムや会計ソフトなどの導入・活用などの経費に対する助成。

助成額：最大450万円（補助率1/2～4/5）

③ 省力化投資補助金

人出不足解消に効果のある省力化設備やシステムの導入経費に対する助成。

助成額：最大1億円（補助率1/2以下

もしくは1/3～2/3）

④ ものづくり補助金

新製品やサービス開発、海外販路拡大などのための設備投資などの経費に対する助成。

助成額：最大4千万円（補助率1/2～2/3）

⑤ 事業承継・M&A補助金

事業承継前後の設備投資や専門家活用に係る費用、再チャレンジの取組に伴う廃業に係る費用に対する助成。

助成額：最大2千万円（補助率1/3～2/3）

※以上の中では①小規模事業者持続化補助金が、機械装置費、広報費、ウェブサイト費、旅費、賃貸料、外注費など対象が幅広く、採択もとりやすいので、初心者の方におすすめしたいとのことでした。

● 経営分析の実際の取組事例の紹介

【講師：中小企業診断士会 石井伸太郎氏】

お店の売上アップにとって重要なことは、お客様情報を分析してターゲットとなるファンや上得意客の情報を把握すること。売上の8割は上位2割のファンや上得意客によって占められており、リピート率が5%上がるだけで利益率は25%アップするといわれる。

【事例① 美容室S（小松市）】

<お店の現状>

毎日の来店客をこなすのが精一杯で、お客様の情報や分析まで手が回らない。集客手段はホットペッパービューティだけで、リピートにはほとんどつながっていない。インスタグラムによる発信も行ったが、他店との差別化には至っていない。

<経営分析>

顧客の約9割を占める小松市・加賀市在住者の来店回数と客単価を分析し、以下の4グループに分類した。

・グループA

来店回数が多く、客単価が高い。: 59.3%

・グループB

来店回数が多いが、客単価が低い。: 19.1%

- ・グループC
来店回数が少ないが、客単価が高い。: 14.8%
 - ・グループD
来店回数が少なく、客単価が低い。: 6.6%
- <取組の成果>
- ・お店のファンや上得意客の顔と名前が明確になり、情報発信や営業活動が効率的に行えるようになった。また、そのお陰でホットペッパーだけへの依存体質から脱却できた。
 - ・新規→リピート→固定化へとつなげる「お客さんづくり」の重要性を認識できた。

【事例② 居酒屋S（金沢市）】

<お店の現状>

平日の日中は近くの会社員向けの弁当販売、週末の夜に居酒屋を営業。店主の判断で旬の食材を多く仕入れ、高級な料理を提供しているが、営業収益が低く資金繰りが厳しい。お客さんの把握もできていない。

<経営分析に基づく対応>

- ・すべてのメニューについて注文数、単価、注文数の割合、売上の割合を洗い出し、人気度と売上貢献度を評価。その結果からメニューのひとつひとつについて値上げ率を定め、全体の価格帯の引上げ（11%増）を行った。
- ・お客様の声を聞くため、満足度等に関するアンケートを開始した。

<取組の成果>

- ・これまでの店主による感覚本位の仕入をやめ、お店の売上を考慮した仕入に転換したことで、収益が上がった。週末の来客数、店舗回転率とも目標の1.5倍を達成しつつある。

* 経営分析に関心のある方は石川県中小企業診断士会（電話076-267-6030）または指導センターへご連絡ください。

継を成功させるためには、早期に着手することが求められます。また、事業承継にあたり公的な補助金制度も整備されていますので、後継者問題に関心のある方は下記の相談機関や指導センターにお問い合わせください。

【事業承継に関する問合せ先】

石川県事業承継・引継ぎ支援センター

（電話 076-256-1031）

石川県よろず支援拠点

（電話 076-267-6711）

日本政策金融公庫 金沢支店（電話 076-263-7192）

小松支店（電話 0761-21-9101）

【説明要旨】

●事業承継の現状と早期着手の必要性

- ・石川県の後継者不在率は55.5%で、全国平均50.1%を上回っている。
- ・後継者を決めてから事業承継が完了するまでの移行期間は、3年以上を要する割合が半数を超えており、事業承継の意思がある事業者は早期から準備を始めることが必要不可欠。
- ・事業承継にあたっては、10年後を見据えて課題を整理し、計画的に行っていくことが求められる。
- ・事業承継のパターンには、①親族内承継、②従業員承継、③M&Aがあるが、①②がうまく進まないとき、③を考慮していただきたい。
- ・M&Aは外部の第三者への株式譲渡や事業譲渡により行われるもので、「大企業のもの」「敵対的なマネーゲーム」といったネガティブな印象があるかもしれないが、昨今では中小企業の後継者問題の解決策として浸透しつつある。将来、事業承継したいが漠然として何から始めていいかわからない方は、まず「事業承継・引継ぎ支援センター」に連絡してほしい。
- ・支援センターでは全国の事業者情報がデータベース化されており、M&Aのマッチング相手を検索し紹介している。マッチング相手はクローズ（非公開）で紹介するが、公開（オープン）でマッチング相手を募集する日本政策金融公庫とも連携して幅広く最適なマッチングの選択肢を提供している。
- ・支援センターでは譲渡の進め方や手続きなどのアドバイスや支援も行っており、センター開設後、10年間で新規相談累計は2,200社に及んでいる。お気軽に活用していただきたい。

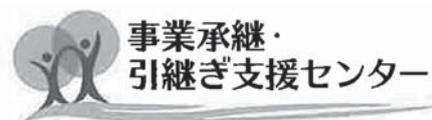
□ 生衛業後継者育成支援懇談会の開催

令和8年2月16日、地場産業振興センターにおいて、後継者問題をはじめ経営や融資などの様々な課題に関する懇談会を開催し、各組合から10名の皆さまに参加いただきました。

初めに石川県事業承継・引継ぎ支援センター長の多田久俊氏から本県における事業承継の現状と早期着手の重要性について、続いて石川県よろず支援拠点コーディネーターの太田正則氏から、ビジネスプラン策定のポイントと承継時に活用できる補助金についてご説明いただきました（事業承継に関する説明の要旨を右欄に記載しました）。

中小企業では経営者の高齢化が進む中、後継者の不在が中小企業の廃業の大きな要因になっており、従業員5人以下の小規模な事業者の35%が廃業の意向を持っているといわれます（2024.12 中小企業庁アンケート）。事業承継には3年以上かかると言われており、承

詳しくはWEBサイトをご覧ください



事業承継・引継ぎポータル

検索

<https://shoukei.smrj.go.jp/>



❖ クリーニング師研修の開催

クリーニング業法では、確かな技術力で利用者に安心してサービスをご利用していただけるよう、3年に一回、クリーニング師の資質向上を図るための研修会の受講が義務付けられており、3年間ごとの新しいクールの最初の年度となる今年度の第2回研修会を、2月15日、県地場産業振興センターで開催し、19名が受講しました。

金沢市保健所の高島純技師から、「衛生法

規及び公衆衛生」について法令の改正点などを中心にご講義いただきました。

また、東京都などでクリーニング師等研修講師を務めておられる石崎陽一氏から、洗濯物の受け取りや保管、引き渡しなどについて、多くの事例を交えながら、分かりやすく講義いただきました。

研修終了後、受講者には修了証書及び研修受講済みステッカーが交付されました。

組合だより

社交料飲組合

第16回片町まつりの開催

2月26日、金沢東急ホテルにおいて「片町まつり」を開催しました。

「片町まつり」は、金沢が全国に誇る伝統文化の素晴らしさを改めて認識し、全国に誇る文化都市・金沢の最大の繁華街である片町の夜を存分に楽しんでいただき、片町の魅力を全国に発信していくため平成20年から開催しているイベントで、今回で第16回を迎えました。

コロナ禍の終息以降、他の業種では景気回復やインバウンド客の増加などで客足が戻っていると伺いますが、社交業界はコロナ前の賑わいにはまだほど遠いのが実情です。また昨今の物価高や人件費の高騰が経営を圧迫していることに加え、年明けに降って湧いた衆議院の解散総選挙に1月の記録的大雪が重なり、夜の片町に閑古鳥が鳴いている状態が続きました。

こうした問題を乗り越え、県内だけでなく全国各界の「片町ファン」の皆さ



まに感謝をお伝えするとともに、元気な経営者の心意気を見ていただき、これからもお店に足を運んでいただきたいという思いから、組合員をあげて様々な趣向のおもてなしをさせていただきました。

金沢市長をはじめ、各界の皆さまにご参加を賜り、参加人数は420名を超える盛況となりました。ステージでは芸妓衆による格調高い「金沢素囃子」や華麗な踊りといった金沢の底力を示す伝統芸能のほか、プロ歌手による歌謡ショーやダンス、ヴァイオリン演奏などが披露され、皆さまに楽しいひとときを過ごしていただくことができました。

参加者の皆さまからは励ましのメッセージやエールも数多くいただき、あらためて社交料飲業が潤いのある人生になくってはならない業種であることを痛感しました。これからも長い歴史のある片町の灯を絶やさぬよう、街の活性化と個々のお店の経営の健全化に取り組んでいきたいと考えています。どうぞ今後とも引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

飲食業組合

LINE公式アカウント・セミナーの開催

飲食業組合では、令和7年度に「会員増強プロジェクトチーム」を立ち上げ、組合活動の活性化に取り組んでいます。その一環として、令和8年1月21日、かほく市の「焼肉やまちゃん」にて、デジタル化による業務効率化・円滑化を目的とした「LINE公式アカウント活用セミナー」を開催しました。



当日は、かほく支部に加え、金沢・輪島からも参加があり、計11名の組合員が受講しました。講師には、LINE社の公式ライセンスを持つSPコンサルタント代表・野田進也氏をお迎えし、LINE公式アカウントの基本機能から、店舗経営に役立つ実践的な操作方法まで、幅広く学ぶことができました。

参加者の多くは、これまで公式アカウントを利用した経験がありませんでしたが、自身のスマートフォンやパソコンを使いながら、野田氏の丁寧な指導を受けることで、業務への活用イメージが具体的に湧き、営業活動へのモチベーション向上にもつながったとの声が寄せられました。

会員増強プロジェクトチームでは、来年度

以降も継続して、このような取り組みを進めていく予定です。

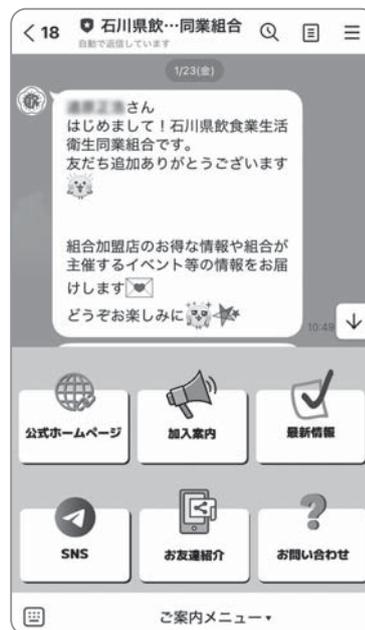
また、組合本部では指導センターの「経営支援対策事業」を活用し、野田氏よりLINE公式アカウントの活用方法について直接指導を受けました。当組合は570名の組合員を擁する大規模組織であるがゆえ、これまで事務局から組合員、あるいは組合員同士の情報伝達が円滑に進まない、意思疎通に時間がかかるといった課題を抱えていました。今回の指導を踏まえ、業務連絡や組合員間のコミュニケーションを、よりスマートかつスピーディに行える体制づくりを目指していきます。

さらに、組合員が自由に交流できる場としての活用や、非組合員・一般ユーザーへの組合活動の発信など、LINE公式アカウントは今後の組合運営において大きな可能性を持つツールです。これを機に、組合員全体のデジタルスキル向上にも取り組んでまいります。

なお、LINE公式アカウントの導入支援は、スマートフォンまたはパソコンが1台あれば、専門家が無料で事務局や店舗まで訪問して指導してくれる制度です。意欲のある他の生衛業組合や組合店主の皆さまにも、ぜひ活用をおすすめします。

【指導センターから】

7年度の経営支援対策事業は1月末で終了しましたが、8年度も実施します。詳細は5月予定の事務局会議や事務局へのメール等でお知らせする予定です。



新装なったLINE公式アカウントによるレイアウト画面

クリーニング組合

補助金活用実践対策セミナーの開催

令和7年11月30日、県地場産業振興センターにおいて石川県中小企業診断士会から2名の講師をお招きして、「5年後の店づくりを考える補助金活用実践対策セミナー」を開催しました。セミナーには県内の組合員のほか、富山、福井、岐阜県の各組合からの参加とあわせ、総勢20名の皆さまにご参加いただきました。

第1部では、デジタル化導入や人手不足問題を解決する省力化設備などに対する様々な支援制度の活用法や補助金の申請の仕方など、これからの経営に役に立つ有益な情報について説明を受けました。

第2部では、販売促進の手法に関する講義の後、中小企業診断士の方が参加者の経営に関する様々な質問に回答する「なんでも経営相談」を開催し、なごやかな雰囲気です。

答が行われました。

終了後のアンケートでは、参加者の9割の方が「満足」「理解できた」と答え、補助金の活用を考えたいといった声が聞かれました。

こうしたアンケートのご意見やご要望を活かし、今後も組合員の皆さまの業務に役立たせることができるよう、セミナーや勉強会などを開催したいと考えています。

なお、今回のセミナーは組合員の垣根を外し、組合に加入していない事業者にも参加を募った結果、3名の非組合員の方に参加いただきました。こうした取組がクリーニング組合の知名度アップと組合加入促進につながることを期待しています。



追悼 太田 文雄さん

石川県クリーニング生活衛生同業組合理事長で、当センター理事の太田文雄さんが2月17日、お亡くなりになりました。誌面をお借りして哀悼の意を表しますとともに、故人のお人柄を偲び、昨年、センター設立40周年記念に際して寄稿していただいた文章を掲載させていただきます。



指導センター創立40周年に寄せて

石川県クリーニング生活衛生同業組合 理事長 太田 文雄

生活衛生営業指導センター創立40周年おめでとうございます。

この10年の間には色々な事がありました。新型コロナウイルス感染症もその中の一つでしょう。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）とは、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症です。2019年12月に中国で初めて報告され、今もなお世界的な流行を見せています。新型コロナウイルスについて厚生労働省は、入院措置・勧告や外出自粛といった措置をとれる“新型インフルエンザ等感染症（感染症法上の2類相当）”に位置付けていましたが、2023年5月8日から季節性インフルエンザなどと同じ感染症法に規定される“5類感染症”に移行しました。これにより、政府が外出自粛を要請することはなくなり、感染対策は個人や事業者の判断に委ねられるなど、大きな転換点を迎えました。観光県である石川県は人の動きが制限されて片町でも人出はまばらの状況で生衛業の方達を中心として我慢の時期を過ごすこととなりました。

もう一つは能登半島に続いた天災です。令和6年元日に巨大な地震が発生し多くの方が亡くなりました。震源地は珠洲で被害は輪島、珠洲、能登町を中心として広範囲に及びました。七尾市あたりまで2か月程にわたり断水が続き、北のほうに行くに従って上水道は繋がりませんでした。下水道もほぼ壊滅的な状況で自家浄水設備も破壊されていました。クリーニングの点では正月初旬に東京、長野のクリーニング組合のメンバーがボランティアで入り七尾北部、能登町方面の避難所にクリーニングの支援をしました。上水道がつながるまでは金沢、白山市の組合店に持ち込むほかありませんでした。1月下旬になり内閣府から「避難所におけるクリーニング機会の確保」として国からの支援があり、石川県での調整を経て3月から避難所の毛布や布団、防寒着、普段着等、組合店が有償で仕事を請け負うことができました。丸一年にわたる現在でも影響が続いていますが、いろんな形の支援で能登の人、石川の人はがんばっています。

日本政策金融公庫の生活衛生融資のご案内
生活衛生同業組合の組合員のみなさまへ



えい けい
衛 生活衛生 経
改善貸付

をご存じ
ですか？

生衛組合の組合員だけが受けられる有利な融資制度です

メリット1 低金利 [3月2日現在 2.4%] **融資額** 2千万円以内

※返済終了(最長10年間)まで金利は変わりません。

メリット2 担保・保証人は不要です。

メリット3 設備資金と運転資金が借りられます。

※「一般貸付」は設備資金だけで、運転資金は借りられません。

●従業員が5人(旅館業及び興行場営業は20人)以下の事業者に限られます。

●ご利用に際して、一定の要件を満たした上で、生活衛生同業組合等の長の推薦を受ける必要があります。

お問合せ先: 日本政策金融公庫 金沢支店 (TEL:076-263-7192) / 小松支店 (0761-21-9101)

※ご不明な点などがあれば、当指導センターにお尋ねください。(TEL:076-259-6510)

もう使っていますか？

生衛業のお役立ち情報スマホアプリ

せいえいNAVI

スマートフォンやタブレットで、経営に役立つ情報が無料で入手できるモバイルアプリです。QRコードからインストールして、是非、ご活用ください！



iPhone 版



Android 版

簡単便利な4つの機能

- 1 新着情報** 生活衛生営業に役立つ新着情報を知ることができます。
- 2 検索機能** 生活衛生営業関連の情報を複数の条件(例:地域、コロナ関連等)で探すことができます。
- 3 先進事例** 経営改善に関する先進的な事例を検索し、閲覧できます。
- 4 経営診断** 収益、顧客満足度などのテーマごとに自店の経営診断ができます。

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

標準営業約款登録のお知らせ



Sマークは、厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示で、**安心・安全・清潔を約束する3つの「S」を備えたお店の証**です。

Sマークの対象は、麺類食堂、飲食業、理容、美容業、クリーニングの各組合です。

- ・Sマークは、国が定めた衛生基準・安全基準を満たしていることの証です。
- ・したがって、安心・安全を求める消費者のニーズにしっかり応え、より付加価値の高いサービスを提供することができます。
- ・Sマークはお店の「強み」です。積極的にアピールし、顧客拡大に活用しましょう。
「Sマーク認定証」は外部から分かるところに掲示しましょう。
※Sマークの登録手続きは、毎年2月と8月です。

公益財団法人 石川県生活衛生営業指導センター

TEL:076-259-6510 FAX:076-259-6516

宣伝チラシ(右上)をお求めの方は当センターへご連絡ください。

生活衛生関係営業の皆さまへ

賃上げに向けた**収益力強化補助金**のご案内

賃上げを実施する小規模事業者が持続的な賃上げと成長を実現できるよう事業者の「稼ぐ力」の強化(生産性向上・収益力強化)を図る取組を支援します。



補助金額

上限 **600** 万円
(下限:30万円)

補助率

中小企業者 **2/3** | 小規模事業者 **3/4**

申請
期間

令和8年2月20日[金]~4月30日[木]

1 対象者

石川県に本社または主たる事業所を有数する中小企業・小規模事業者

2 要件

※ 次の①②の要件を満たす必要があります。

- ① 令和8年1月1日から同年9月30日までの賃上げ対象期間に、一人当たり平均給料を賃上げ前(令和7年12月)と比較して**4%以上増加**させること。
※令和7年1月1日から令和8年9月30日までの間に、一人当たり平均給料を賃上げ前(令和6年12月)と比較して**8%以上増加**させた場合も対象となります。
- ② 商工会・商工会議所、認定経営革新支援機関とともに、生産性向上や収益力強化のための**経営計画を策定**し、計画の実現に取り組むこと。

3 補助対象事業

※ 次の①②の要件を満たす必要があります。

- ① 持続的な賃上げや付加価値の拡大につながる生産性向上や収益力強化を図る事業(取組)であること。
【想定例】 ●自動ロボットアーム導入 ●販路開拓のための展示会への参加、ウェブ広告の掲載 ●無人レジ・セルフレジの導入 ●販売・在庫管理システムの導入 など
- ② 商工会・商工会議所、認定経営革新機関の支援を受けながら取り組むこと。

問合せ先

石川県賃上げ事業支援センター [ワンストップ窓口]
〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
TEL:0120-500-912
特設サイト <https://j-lppf2.jp/isk-chinagehojo/>



こちらからアクセスできます。

お知らせ

この広報紙は、生衛組合員の皆さんのための機関紙であり、消費者や生衛業の皆さんへの広報紙でもあります。なお、既刊の「生活衛生いしかわ」は指導センターホームページで見ることができます。
※誌面に関するご意見やお問い合わせなどがあればお知らせ下さい。

石川県生活衛生営業指導センター

ホームページ

URL <https://www.seiei.or.jp/ishikawa/>

Eメール

E-mail ishikawacenter@seiei.or.jp